

2014.10.25
第63号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

- 平成家族考63《少子化でも大事にされていない子どもたちの現状を見る》1～3頁
アラカルト《「ふあみりお」が本になりました!!》4～5頁
海外トピックス63《エディンバラの裁判所訪問記》6～7頁

◆平成家族考 63

少子化でも大事にされていない子どもたちの現状を見る

前号の平成家族考では、69年前の夏、終戦になっても大分市の暗い防空壕に寝かされたままになっていた12歳のムッチャンが、水のなくなった竹筒を握って死んでいった話を紹介しました。ムッチャンのお父さんは召集されて戦地におり、お母さんと弟とは横浜の空襲で逃げ回っているときにはぐれてしまい、ひとりぼっちになったムッチャンは、大分の親戚に引き取られたが、肺結核を患い、防空壕に隔離されていたのです。

あれから69年、召集も空襲もなく、平和で豊かな国になり、肺結核も恐ろしい病気ではなくなった今日、もうムッチャンのように餓死していく悲惨な子どもはいないと思っていましたが、厚木市のアパートの暗い部屋の中に放置され、食べ物もなく衰弱し、か細い声で「パパ、パパ」と呼びながら餓死していった当時5歳の理玖君が、死後7年も放置されていたとの報道には、がく然とさせられました。

その後も親による児童虐待、学校でのいじめ、所在がつかめない数多くの乳幼児たち、ますます貧困化する子どものいる世帯などのニュースが次からつぎに報道されています。さらに、毎朝、校門で登校する生徒たちを迎える先生と生徒が交わす挨拶がうるさいから止めろとか、幼稚園の新設は子どもたちの声がうるさいから反対だという運動が起こっているとのこと。

超少子社会に突入しているわが国においては、さぞかし子どもたちは大事にされているだろうと思っていたのに、最近のニュースを見ていると、親も学校も地域社会も行政も、子どもたちを少しも大事にしていけないのではないかという気がしてきます。そこで今回は、子どもたちを取り巻く状況に関する各種の統計数字を見ていただいて、子どもたちが大事にされていない現状を知ってほしいと思います。

第1章 児童虐待

1 児童相談所の児童虐待相談対応件数は過去最高の7万3765件

厚生労働省は、本年8月4日報道関係者に「平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」を発表していますが、その中の「児童虐待相談対応件数の推移」によると、昨年は前年より7064件(10.6%)増加し、7万3765件に達したとのこと。増加の原因について、厚生労働省は「社会的な関心の高まりや警察との連携が進み、通報で発覚するケースが増えたため」と分析しているようですが、少子化により児童数は急速に減少していく中で、平成10年ごろから

15年間も連続して急増してきているのを見ると、単に通報が適切にされるようになったからだけとも思えません。

2 児童虐待により検挙された人は482人

警察庁は、本年3月に「児童虐待及び福祉犯の検挙状況平成25年1月～12月」(資料1)を公表しました。それにより平成25年度の児童虐待の検挙人員482人の加害者と被害者の関係を見ると、男性では、実父180人(6人減)、養・継父118人(18人増)、母親の内縁の夫49人(28人減)、その他24人(9人増)となっており、女性では、実母101人(1人減)、養・継母6人(2人増)、父親の内縁の妻2人(増減なし)、その

この冊子は、**宝くし***の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



他 2 人 (2 人増) となっています。「その他」は祖父母、伯 (叔) 父・伯 (叔) 母、親の知人・友人等です。

罪名別に加害者と被害者の関係を知る資料は、「平成 25 年版 犯罪白書」の中に、平成 24 年度の「児童虐待に係る事件 検挙人員 (被害者と加害者の関係・罪名別)」があり、それによると、児童虐待により子どもを殺して検挙されたのは 31 人で、実母 26 人、実父 4 人、養・継父 1 人です。実母による殺人が突出していますが、離婚等によってひとり親となって実母が幼い子どもの養育に当たることが多いことなどによると思われます。また、この殺人には、いわゆる無理心中や出産直後の殺人・遺棄は含まれていないので、これらの事件での検挙件数を前記資料 1 の「児童虐待事件の罪種別検挙件数」で見ると、平成 25 年度は、いわゆる無理心中での検挙件数は 34 件、出産直後の殺人・遺棄での検挙件数は 8 件となっており、殺人と同じくらいの件数となっています。

傷害で検挙されたのは 235 人で、実父 91 人、実母 48 人、養・継父 34 人、母親の内縁の夫 48 人、祖父、伯 (叔) 父 8 人、養・継母等 6 人です。

強姦で検挙されたのは 33 人で、加害者は実父 10 人、養・継父 14 人、母親の内縁の夫 7 人、その他の男性 2 人となっています。

強制わいせつで検挙されたのは 33 人で、実父 10 人、養・継父 16 人、母親の内縁の夫 5 人、その他の男性 2 人となっています。

子どもへの性犯罪の加害者として実父、養・継父、母親の内縁の夫が検挙されていますが、被害者である子どもは母親にも訴えられず、じっと耐えてきたことを考えると、悲惨極まりない事件です。加害者はもとより、被害者も家族も、絶対に知られたくない事件ですから、この件数は氷山の一角に過ぎず、暗数がかなりあると思わざるを得ません。

3 平成 24 年度中の児童の虐待死は 90 人

厚生労働省は、本年 9 月 19 日報道関係者に、平成 24 年度中に発生、又は表面化した児童虐待による死亡 78 事例 (90 人) 等の検証結果を発表しました。

まず、心中以外の虐待死 51 人の子どもの年齢は、0 歳から 2 歳を合わせると 32 人 (62.7%) と大部分を占めています。虐待の種類は、身体的虐待が 32 人 (62.7%)、ネグレクトが 14 人 (27.5%) です。主たる加害者は、「実母」が 38 人 (74.5%)、「実父」と「実母と実父」がそれぞれ 3 人 (5.9%) です。加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにいらだったため」が多くなっています。実母が大部分を占めているのは、乳幼児の養育を独りだけに押し付けられ、援助すべき施策は実行されない状況を反映しているのでしょうか。

心中による虐待死 (未遂を含む) 39 人の年齢は 0 歳から 13 までの各年齢に分散しています。直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が 13 人で最も多く、次いで「中

毒 (火災によるものを除く)」が 10 人でした。主たる加害者は、「実母」が 24 人 (61.5%) と最も多く、次いで「実父」が 6 人 (15.4%) となっています。加害の動機 (複数回答) としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「経済的困窮」が各 12 人 (30.8%) となっています。

4 児童買春での送致件数は 709 件で横ばい、児童ポルノでの送致件数は 1644 件で増加

平成 25 年度に児童買春で送致されたのは 709 件、児童ポルノで送致されたのは 1644 件となっており、児童買春件数は横ばいですが、児童ポルノは年々増加しています。

会社員の男 (33 歳) は、ケータイの ID 交換掲示板を通じて知り合った女子中学生 (14 歳) に対し、現金を供与する約束でわいせつ行為をしたり、高校教諭の男 (47 歳) は、自分のホームページに連絡してきた小学女子児童 (11 歳) に、「裸の画像を送れば、人気アイドルグループのメンバーと話ができる」と持ちかけて、児童自身のケータイのカメラで自分の裸を撮影させてメールで画像を送信させたり等の事例が紹介されています。立派な地位にいると思われる中高年の男性が、チカンとなったり、盗撮したりのニュースは連日のように報じられます。日本の男たちよ、恥を知れと言いたくなりますが、破廉恥という言葉も死語になりつつあるようです。

第 2 章 児童生徒の学校での問題行動

文部科学省は、平成 25 年 12 月 10 日に、「平成 24 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」を発表しましたが、その中から主なものを紹介します。

1 小・中・高校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約 19 万 8 千件であり、前年の平成 23 年度 (約 7 万件) の 3 倍近くに増加

いじめの認知件数は、小学校 117,384 件 (前年度より 84,260 件増)、中学校 63,634 件 (32,885 件増)、高等学校 16,274 件 (10,254 件増)、特別支援学校 817 件 (479 件増) の合計 198,109 件 (127,878 件増) となっています。

いじめを認知した学校数は 22,273 校 (7,378 校増) であり、全学校数に占める割合は 57.3% (19.3 ポイント増) といじめが、半分以上の学校に拡散していることが分かります。

学校も社会もいじめの撲滅に向けて努力してきたはずなのに、いじめは広く深く増殖し、20 万人近くの児童がクラスメイトから虐待ともいえるような仕打ちを受けているのが現状です。

2 小・中・高校から報告のあった自殺した児童生徒数は 195 人 (前年より 7 人減)

自殺の報告があったのは、小学校 6 人 (2 人増)、中学校 49 人 (8 人増)、高等学校 140 人 (17 人減) の

合計 195 人で、前年より 6 人減りました。自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があった生徒は 6 人（2 人増）であったとのことですが、いじめが前年の 3 倍近く増加していることといじめと自殺との関係を極力否定したがるこれまでの学校側の姿勢を考えると、にわかには信じがたい気がします。

3 不登校児童生徒は 12 万人（前年より 7 千人増）

文部科学省は、平成 26 年 8 月 8 日に「平成 26 年度学校基本調査（速報値）の公表について」を発表しています。それによると、平成 25 年度の 30 日以上長期欠席者のうち、「不登校」を理由とする児童生徒は 12 万人で、うち小学校 2 万 4 千人（3 千人増）、中学校 9 万 5 千人（4 千人増）となっています。

小中学生数が毎年減少していく中で、不登校児童生徒が前年より増加して 12 万人もいる理由には触れていませんが、激増しているいじめや第 3 章で触れる児童の貧困率の上昇と無縁ではないように思われます。

第 3 章 児童の貧困率等

1 所在不明の乳幼児 4176 人、乳幼児健診未受診児約 15 万人との報道

読売新聞は、2013 年 12 月 30 日に標記に関する記事を掲載し、連日の児童虐待の報道と相まって、大きな衝撃を与えました。

読売新聞は、所在不明児の全国統計がないために、2013 年 11 月に、全国 1742 市区町村を対象にアンケート調査を実施し、全自治体から回答を得たとのこと。人口の多い横浜市、大阪市などが集計していないので、実際はもっと多いと思われる。自治体の職員が家庭訪問して所在確認ができなかったのは、乳児で 499 人、1 歳 6 か月児で 1423 人、3 歳児で 2254 人となっています。

所在不明の乳幼児が、置き去りなどの虐待を受けている可能性もあり、自治体は早い段階から未受診児の所在を確認して、必要なサポートをしていく態勢をとろうとしています。

2 児童の貧困率が 16.3% で過去最悪、OECD

加盟国の中でも深刻な状況

厚生労働省は、本年 7 月 15 日に「平成 25 年 国民生活基礎調査の概況」を公表しました。それによると、平成 24 年の子どもの貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円で、それを下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合（貧困率）は、前回の平成 21 年の貧困率は 15.7% よりも 0.6 ポイント悪化して 16.3% となりました。大人が一人の世帯（多くは母子家庭）での子どもの貧困率は 54.6%（前回より 3.8 ポイント増）となっています。OECD 加盟国の中でもワーストクラスとのこと。また、同概況の「生活意識の状況」を見ると、児童のいる母子家庭は「苦しい」が 84.8% となっています。関連報道によると、1 日に

1 食しか食べていない子どもやひもじくて眠れない子どもたちが沢山いることを報じていました。給食のない夏休み明けに登校する子どもたちの中に、げっそりやせ細っている子がいることに胸を痛める先生の話もありました。

わが国では、子どもの養育費の取決めがなくても離婚ができ、取決めがあってもそれを守らせる方策が生ぬるいことは明らかです。本誌第 55 号の海外トピックス「養育費の履行確保—諸外国とわが国の対応を比べる」の中で、支払わずに逃げ回っている父親の顔写真に「Wanted（お尋ね者）」という見出しをつけたポスターを街に張り出して、徹底的に追及するアメリカの例のほか、国の立替え払い、国の取立て援助などを行っている国を紹介しています。わが国の政策の貧困さが、児童の貧困率を高め、母親を子殺しへと追いやったり、子どもを飢え死にさせたりすることにもなりかねません。

第 4 章 子どもを大事にする最も基本的で効果的な対策

以上、見てきたように、子どもたちが大事にされていないことは明らかです。

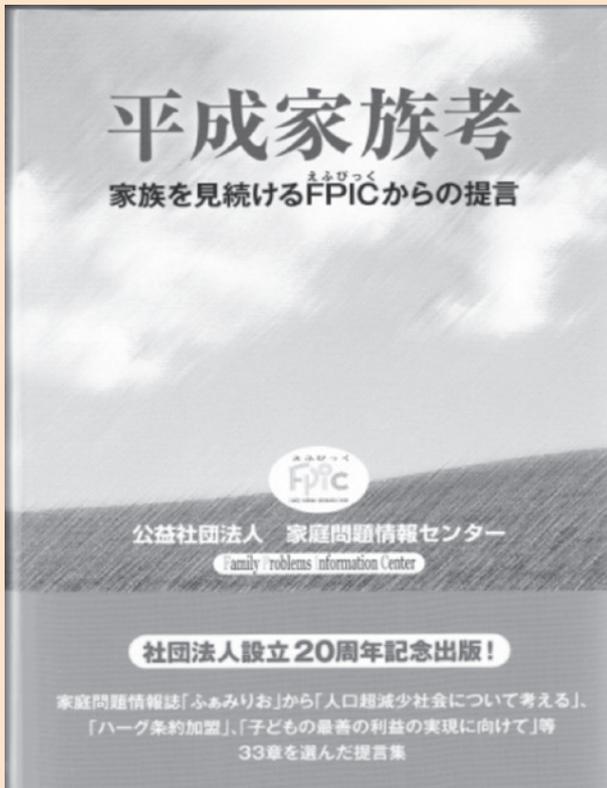
本誌第 60 号の平成家族考は、本川裕氏作成の「家族・子供向け公的支出」対「高齢者向け公的支出」の比率と合計特殊出生率との見事な相関図を掲載しています。これによると日本の比率は OECD の中でギリシャ、イタリアと並んで最下位であり、したがって出生率も最下位となっています。高齢化対策費はスウェーデン、ノルウェー並みに高いのに、子ども向けの公的支出の対 GDP 比は、北欧諸国の 6 分の 1 程度しかなくとも指摘しています。したがって、出生率を上げるためだけではなく、児童虐待、いじめ、児童の貧困率等の対策としても、政府が家族・子ども向けの公的支出を思い切って膨らませることが最も基本的で効果的な対策だと思えます。これまでは増加する高齢者向けの経費に追われて、子ども向けの対策費まで手が回らなかったということでしょう。しかし、老年人口（65 歳以上）は、2060 年ぐらいまでは増加を続けるため、政府が家族・子ども向けの公的支出を思い切って増やすかどうか、大いに危惧されますが、2060 年には年少人口（15 歳未満）は、このままでは 2010 年時の 53.0% と半減することを念頭に置いて決断すべきです。

私たちは、難民キャンプでやせ細った餓死寸前の子どもたちが TV で報道されても、どこか遠い国の出来事と思っていましたが、日本の子どもたちが同様の状況に置かれていると知ってびっくりしました。理玖君は、親のネグレクトにより餓死しましたが、国のネグレクトにより餓死寸前の子どもたちがいるのです。政府は、国の威信を懸けて、まず母子世帯を貧困から救い出し、児童虐待、いじめ、乳幼児の所在の把握などに取り組んでほしいと思います。

「ふぁみりお」が本になりました！！

日本図書館協会選定図書

平成家族考——家族を見続ける^{えふびっく}FPICからの提言



定価	本体 1,500 円+税
判型	A5 判
ページ数	300 ページ
	ISBN978-4-906929-31-3
発行	平成 26 年 6 月
発行所	一般財団法人 司法協会 〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第 37 興和ビル TEL:03-5148-6528
	一般書店でも販売していますが、書店で買えない場合は、郵送料はかかりますが、FPIC か司法協会に申し込んでください。

本書は、社団法人設立20周年を機に、これまで「ふぁみりお」に掲載された記事を厳選し、「老人」、「夫婦」、「若者」、「親子」、「未来」の5部に分けて編集して出版したものです。各記事は、専門的な内容を平易で分かりやすく解説し、提言を行っています。

例えば、「人口超減少社会について考える」の最後は、「それとも愚かな人類は、依然として領土を争い、宗教で衝突しては殺し合いを続け、人類より賢くなったロボットたちによって絶滅危惧種に指定され、囲いの中で暮らすことになるのでしょうか。」と結ばれています。

「進化する老いについて考える」の最後は、「私たち日本人は、世界中で最も進化した老いを享受しているのですから、私たちの赤秋は、世界のどこの人たちよりもずっと赤く燃え、素晴らしい夕焼けを残すものでありたいと思います。」となっています。

また、「子どもを勇気づけ、やる気にさせる魔法の言葉」の最後は、「あなたは、ガミガミ言って子どもに嫌われるのと、魔法使いになって子どもに尊敬されるのと、どっちがいいですか？」となっています。

面会交流については、父親の背中をなで回しながら「パパだ、ボクのパパだ！」と叫んだ子どもの情景などを織り込みながら、FPICが17年間に蓄積した面会交流援助の理論と技法

を紹介しています。

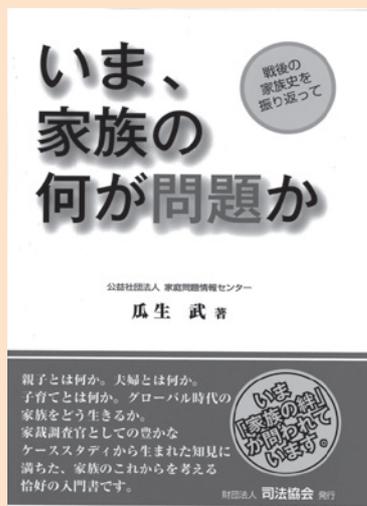
「海外トピックス」では、日本が直面している諸問題について、外国はどのように対処しているかを紹介しています。例えば、「養育費の履行確保—諸外国とわが国の対応を比べる」では、養育費不払いを犯罪とみなして、顔写真入りの「Wanted（お尋ね者）」という見出しを付けたポスターを張り出すところもあるなどの徹底した対応を紹介し、日本もハーグ条約の批准に伴って、「国は居所や勤め先の探索が必要な場合の対策を立てるなど、国民の生活に対する関与を抜本的に考えなければならない事態に至っていると思われる。」と結んでいます。

本書は、平成26年8月20日に「日本図書館協会選定図書」に選定されています。

FPIC が頒布しているその他の本

いま、家族の何が問題か——戦後の家族史を振り返って

瓜 生 武 著



定価	本体 1,334 円+税
判型	A5 判
ページ数	232 ページ
発行	平成 24 年 5 月
発行所	一般財団法人 司法協会 〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第 37 興和ビル TEL:03-5148-6528
一般書店で買えない場合は、郵送料はかかりませんが、FPIC に申し込んでください。	

著者は、名古屋家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を退職後、帝京大学、昭和女子大学、お茶の水女子大学等で家族問題の講義をするかたわら、FPIC の副理事長、日本犯罪心理学会長等を歴任された家族問題の卓越した専門家です。

終戦から今日までの社会変動が家庭・家族に及ぼした影響を歴史的に俯瞰しながら、豊富な表やグラフを駆使して丁寧に分かりやすく解説し、そして、「いま、家族の何が問題なのか」を解き明かし、警鐘を鳴らしている貴重な本です。

二冊とも、家族の問題に悩んでいる人、家族の問題の相談を担当している人、また、家族の制度の問題を考える人たちに、是非読んでいただきたいと思います。

エディンバラの裁判所訪問記

エディンバラを首都とするスコットランドは、グレートブリテン島の北部に位置し、人口約 522 万人で、1707 年にイングランド、ウェールズ、北アイルランドとともに英連合王国 (the United Kingdom、英国) を構成する国 (country) となりました。英連合王国の司法制度は、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドの三法域が、それぞれ異なった伝統に基づく独自の司法制度を堅持しています。

スコットランドには、最高法院 (Supreme Court of Session) と高等法院 (民事 High Court of Session、刑事 High Court of Justiciary) があり、州裁判所 (Sheriff Court) が 49 ありますが、現在 39 に改編中です。さらに治安判事裁判所 (Justice of the Peace Court) があり、ほぼ州裁判所内に併設されています。

昨年 7 月、スコットランドの首都エディンバラ市にある高等法院と最高法院を見学、今年 7 月に州裁判所を訪問し、お話を伺い裁判所内を見学できる機会に恵まれました。その際頂いたパンフレット類やインターネットで見られるスコットランド司法当局発行の文書 (©2014 Judicial Office of Scotland) 等により、その司法制度の一端をご紹介します。

なお、スコットランドでは、独立の可否をめぐる 9 月 18 日に住民投票が行われ、独立は否決されましたので、ここに紹介している司法制度が続くものと思われまます。

ロイヤル・マイルと高等法院

市の中心部「旧市街」のエディンバラ城からホーリールドハウス宮殿までの目抜き通り、ロイヤル・マイルは約 1 マイルの石畳の坂道で、下につれてローンマーケット、ハイストリート、キャノンゲートと名を変えます。この通りはスコットランドの歴史が凝縮するのみならず、スコットランド法制の心臓部でもあります。

観光客であふれるローンマーケットの左側歩道の真ん中に、スコットランドが生んだ哲学者デイヴィッド・ヒューム (1711 - 1776) の銅像が、「十戒」を片手にメディウスと蛇のプレートがはめ込まれている台座に座して、通りを見守っていますが、観光客はほとんど素通りし、たまに修学旅行の生徒たちが引率教師の説明に耳を傾けてから、試験がうまくいきますようにと、像の右足の親指をなでて行くくらいです。ましてその後ろにスコットランドの高等法院があることに気付く人はほとんどいません。

2013 年 7 月初旬、エディンバラ滞在中、観光客で賑わうロイヤル・マイルを背に、高等法院のドアを開けました。そこには厳粛な雰囲気がかかっており、受付で裁判所見学と裁判の傍聴ができるかを尋ねますと、「それなら州裁判所が良い」と親切に場所も教えてくださいました。

高等法院の向かい側に、セント・ジャイルズ教会、その奥にパーラメント・スクエアがあり、最高法院があります。州裁判所はその裏側の道路・チェ

インバース・ストリートに面しているのも、まず最高法院を訪れました。

最高法院

石畳のパーラメント・スクエアに面した 1630 年築の石造建築の建物は、1707 年の併合以前にはスコットランド国会議事堂として使用されており、荘厳さに身の引き締まる思いがします。見学を申し込むと、「写真は厳禁」で、入場を許可されました。

入るとすぐにパーラメント・ホールがあり、南側には 1532 年にスコットランド王ジェームズ 5 世が最高法院開廷をした場面を描いたステンドグラスの「南側の大窓」があります。壁にはスコットランド最高法院歴代の判事や法廷弁護士 (advocate) たちでしょうか、沢山の肖像画が架けられており、そのホールを男女 2 人の法廷弁護士が、係争中の事件について話し合いながら、猛スピードで歩いています。ホールからは図書室なのか資料を読む裁判官もガラス窓越しに見えます。

廊下の壁の掲示板には当日の裁判予定も貼り出してありましたが、時間の関係で、法廷の扉の前で裁判の傍聴を断念しました。

エディンバラ州裁判所

州裁判所は日本の地方裁判所にほぼ相当します。エディンバラ州裁判所は最高法院の裏側に位置し、正面はスコットランド国立博物館で、左隣は屋根に王冠を乗せた、法務長官 (Lord Advocate)

の庁舎である、石造りの重厚な検察庁（Crown Office）です。州裁判所玄関は威圧的でなく、むしろ家庭的な温かみさえ感じられます。

ここでも法廷見学、裁判の傍聴を申し込み、州裁判所の家事事件について質問すると、担当の方が関連パンフレットを手渡ししながら、またエディンバラに来る機会があるなら、質問に答え、法廷の全てを案内しようと約束をしてくださいました。

今年7月初旬、国立博物館見学客で賑わうチェインバズ・ストリートの州裁判所を再び訪問し、エディンバラ州裁判所とその業務について伺いました。

エディンバラ州裁判所所属の裁判官は20人で、民事、刑事、家事事件を扱います（軽微な事件は併設されている治安判事裁判所で、任命又は選ばれた法曹資格のない裁判官が法曹資格のある書記官の補助のもと扱います）。うち3人（1人は女性）が家事専任で、開廷日は月水金の3日間で、月、水が家事関係です。子どもが関与するすべての審理は非公開です。訪問した日はたまたま水曜日の開廷日で離婚裁判が開廷中でしたが、16歳未満の子がいるため傍聴は許されませんでした。

*スコットランドの離婚と子への対応

スコットランドには家庭裁判所はなく、家事、離婚に係る裁判は州裁判所で扱われます。離婚には、簡易離婚（simplified divorce、do it yourself divorceともいわれる）と通常離婚（ordinary divorce）があります。2012年のスコットランドの離婚件数は約9,700件で減少気味ですが、理由は不景気が原因です。

*簡易離婚

スコットランドでは法的行為能力（legal capacity）は16歳から（因みに、イングランドは18歳）なので、16歳に達し、両親か保護者の同意があれば婚姻できます。簡易離婚ができるのは、相手方の離婚の合意の有無にかかわらず、16歳未満の子がいないこと、経済的争いがないことが条件で、自分で申立書を作成し、州裁判所に送付して申立てができます。通常は申立て後2か月以内に離婚の判決が出ます。

*通常離婚

申立てには合意があれば1年、なければ2年間の別居が必要です。一般には事務弁護士（solicitor）への依頼が必要となり、一層、時間も費用もかかります。

*児童扶養監督庁

1991年に創設され、離婚後の子の福祉で重要な養育費を決定し、その支払い履行を監視し、不払いの場合は民事訴訟を起こします。

法廷見学

お話を伺った後、携帯電話の所持禁止の条件で

法廷を見学しました。1985年7月6日エリザベス2世女王陛下により開館された建物は、地上5階地下3階建て、留置場、駐車場、植物室を備えます。建物は、旧市街の高層石造建物が建ち並びロイヤル・マイルから下る細い道が表現されていて、人々がその道を歩きながら空を仰ぐ様子をイメージしてデザインされているとのことで、法のあり方の象徴か、日の光がガラス張りの天井から降り注ぎ、あまねく廊下を明るく照らしています。16ある大小様々の法廷の入り口には法廷番号が彫り込まれた石柱が立っていて、まるで普通の家の玄関のようですが、身の引き締まる思いがいたしました。



© Crown copyright, 2010
エディンバラ州裁判所と正門。中央のポストに「エディンバラ州裁判所」と「エディンバラ治安判事裁判所」とあります。

見学可能な法廷は全て見学いたしました。殺人事件の審理中の一番大きな法廷では、裁判官は黒の法服を着用し、白髪の小さなかつらを頭上に威儀を正しています。高等法院刑事部の法廷には改装中のものがあり、一部の裁判は州裁判所内の法廷でなされていたのです。裁判官席に向かって左側は検事席、右側は法廷弁護士席、正面に被告人席があり、被告人2人が着席しています。被告人席背後の低いしきりの後に下降階段があり、閉廷すると被告人は地下の留置場に直行するよう設計されています。被告人たちは警備官に導かれ階下へと降りて行きました。

なお、裁判所玄関脇には、証人が証言前に気持ちが安定するまでいつまでも待機できるように、厳重に隔離された控室があり、ボランティアのカウンセラーも控えています。証人の人権保護や心の安定への配慮が十分に行き届いているように伺われました。

最後に

2時間にわたってお話を伺い、見学できる法廷を全て見せていただいた後、スコットランドでも、裁判所は**子どもの最善の福祉を重視している**ことを実感させられました。関係者各位のご厚情に心から感謝申し上げます、司法への深いご洞察に対して、心から敬意を表します。

（訪問者 本誌編集部員 吉野和子）

宝くじは、
みなさまの豊かな
暮らしに
役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、
学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や
災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、
みなさまの暮らしに役立てられています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<http://jla-takarakuji.or.jp/>
